

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【公開番号】特開2016-28348(P2016-28348A)
 【公開日】平成28年2月25日(2016.2.25)
 【年通号数】公開・登録公報2016-012
 【出願番号】特願2015-207195(P2015-207195)
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 30/06 (2012.01)

【F I】

G 0 6 Q 30/06 1 3 0

G 0 6 Q 30/06 1 6 0

G 0 6 Q 30/06 2 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月27日(2017.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

商品を購入する顧客が有する購買者端末および商品を販売する販売店が有する販売店端末と通信可能な購買決済仲介装置であって、

前記販売店端末から、少なくとも営業日時、商品を示した販売案内を受信して記録する販売案内受付手段と、

前記購買者端末に対して、各販売店の販売案内を送信する販売申出送信手段と、

前記購買者端末から、少なくとも受取場所、受取日時、商品を指定した購入申出を受信して記録する購入申出受付手段と、

前記販売店端末から、前記購入申出に対する受諾を受信し、前記購買者端末に対して成約の旨を送信する成約通知手段と、

前記販売店端末から、商品の引渡数を示した引渡確認を受信する引渡確認受付手段と、を備え、

前記成約があった商品の引渡確認における引渡数に応じて、引渡を行った数量について、代金を徴収することを特徴とする購買決済仲介装置。

【請求項2】

商品を購入する顧客が有する購買者端末および商品を販売する販売店が有する販売店端末との間の購買決済をコンピュータによって実行する購買決済方法であって、

コンピュータが、前記販売店端末から、少なくとも営業日時、商品を示した販売案内を受信して記録し、

コンピュータが、前記購買者端末に対して、各販売店の販売案内を送信し、

コンピュータが、前記購買者端末から、少なくとも受取場所、受取日時、商品を指定した購入申出を受信して記録し、

コンピュータが、前記販売店端末から、前記購入申出に対する受諾を受信し、前記購買者端末に対して成約の旨を送信し、

コンピュータが、前記販売店端末から、商品の引渡数を示した引渡確認を受信する購買決済方法であって、

前記成約があった商品の引渡確認における引渡数に応じて、引渡を行った数量について

、代金を徴収することを特徴とする購買決済方法。

【請求項 3】

請求項 2 の方法において

前記販売店には、固定店舗にて販売を行う販売店が含まれており、

コンピュータが、前記固定店舗による販売店端末から、少なくとも販売場所、販売日時を指定した販売申出を受信して記録することを特徴とする購買決済方法。

【請求項 4】

請求項 2 または 3 の方法において

前記販売店には、移動店舗にて販売を行う販売店が含まれており、

コンピュータが、前記移動店舗による販売店端末から、少なくとも移動先の販売場所、販売日時を指定した販売申出を受信して記録することを特徴とする購買決済方法。

【請求項 5】

請求項 2 ~ 4 の方法において

コンピュータが、前記販売店端末から、無体物やサービスを商品として示した販売案内を受信して記録することを特徴とする購買決済方法。